

「食ベログ」評点算出アルゴリズムに係る損害賠償請求等控訴審判決

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年1月19日
【事件番号】 令和4年（ネ）第3422号
【事件名】 損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 独占禁止法2条9項5号ハ・2条9項6号イ（一般指定4項）・19条・24条
【掲載誌】 判例集未登載

青山学院大学教授 岡田直己

事実の概要

食ベログは国内最大級の飲食店ポータルサイトであり、飲食店は、食ベログ店舗会員規約（以下「本件規約」）を承諾の上、第一審被告に対し、当該飲食店の各種情報を食ベログに掲載し公開するサービスの利用を申し込み、無料店舗会員または有料店舗会員として承認・登録される。店舗会員は運営店舗情報を設定等できる「プロフィール登録」機能を利用でき、有料店舗会員はさらに、アクセスアップや来店促進（ネット予約）など機能の種類や内容、料金設定が異なるサービスプランを利用できる（機能や種類は基本的に料金比例制）。

食ベログ掲載の飲食店に表示される評点は、第一審被告の評点算出アルゴリズムがクチコミ投稿者の点数と影響度をふまえて算出した数値である。当該アルゴリズムは全飲食店に一律に適用され、第一審被告は、ステルスマーケティングや影響度の不正取得・悪用による評点の意図的操作を防止するため、その詳細を非公開とし定期的に見直している。第一審被告はまた、「評点が一般消費者の感覚と大きくずれるようなことがあれば、評点に対する消費者からの信頼を失うことになりかねないため」、毎月2回の定期で、新たに投稿された点数、クチコミ投稿者の影響度の再評価、評点算出アルゴリズムの変更等を考慮して評点を再計算し、再計算後の評点を公開している。第一審被告は「影響度を持つ投稿者からより高い評価が多数集まることで評点上がるような仕組み」の設計を志向している。

第一審原告が「本件基準日」に28店舗の「本件基準日店舗」を営業していたところ、第一審被告

は評点算出アルゴリズムを「多岐にわたり大幅に変更し」（以下「本件変更等」）、本件変更等は「一（閲覧制限）」という認知度調整（以下「本件変更」）及び影響度の調整（以下「本件影響度調整」）を含んでいた。第一審被告は、本件変更等の対象である店舗会員に対し、本件基準日に本件変更等を行った事実を通知していない。本件基準日前後の評点を比較可能な本件基準日店舗である26店舗の各評点は、本件変更等を原因として、本件基準日に下落している。

原判決が第一審原告に対する請求一部認容判決であったところ、訴訟当事者の双方が原判決敗訴部分を不服として控訴した。

判決の要旨

第一審原告の控訴及び選択的追加請求を棄却、原判決中第一審被告の敗訴部分を取消。

1 本件変更等の内容（前提事実に関する争点）

第一審被告は当審で「本件変更を実施する前提として、一（閲覧制限）というロジック（以下「新ロジック¹⁾」という。）の導入がなされた」ことを初めて主張したが、本件変更及び本件影響度調整の経緯等並びに本件基準日に「新ロジックの導入及び本件変更が行われるとともに、本件影響度調整も行われたことが認められ、これを覆すに足りる証拠はない」のみならず、新ロジックの内容や導入経緯に「不自然・不合理な点は認められず」、実在しないものを「反論のために急きょ考案して、当審において主張したものであるとは考え難い」。新ロジックの導入、本件変更及び本件影響度調整は「一連の行為として有機的・一体的に適用され」

ており、これら一連の変更が「本件 21 店舗」の各評点を下落させているため、本件変更等が全体として独禁法違反行為等に当たるか否かを検討する。

2 評点の性質及び評点算出アルゴリズムの変更の目的

評点は一般消費者のコミュニティサイトという標榜をふまえて評点算出アルゴリズムによって算出されるが、その算出方法は一般消費者の感覚とのずれを生じやすいため、第一審被告はこれを適切に是正する目的から「適切に管理」し「一般消費者である食べログ利用者の信頼を確保することに努め」ている。店舗会員は、第一審被告との契約において、評点掲載を拒否したり不服を申し立てたりする権利は認められておらず、飲食店は評点算出に「関与し、影響を与えることができないものとされている」。飲食店が評点算出に関与し得る余地があるとなれば、一般消費者は評点を懐疑的にみることとなり、評点の信頼性が失われることは明らかである。評点の「本来主観的な」性質を考慮すると、それは「飲食店選びの一つの目安でしかない」ものであり、一般消費者は評点のみに依存して飲食店を選んでいるわけではない。

3 取引条件等の差別取扱い（争点 1）

独禁法 2 条 9 項 6 号イ（一般指定 4 項）の規制趣旨は、価格等の取引条件につき「差別取扱いを通じて市場における競争〔筆者注記：括弧書き部分は省略〕機能に直接かつ重大な影響を及ぼすなどの競争秩序に悪影響を及ぼす場合には、公正かつ自由な競争の維持・促進の見地からこれを規制する必要が生ずること」にあり、違反行為該当性は「各種諸事情を総合的に検討した上で、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かによって判断するのが相当」である。

「取引の実施」とは、「取引をめぐる事実行為等として、……取引に関連して実際に行われる各種の取扱いを指すものと解され」、店舗会員は店舗情報の更新やサービスプランの利用で集客を図り、「食べログ利用者の評価・口コミが増えることで当該飲食店の評点を上げて、更なる集客を図ることにつながるものであるから、取引に関連して行われている取扱い」であり、本件変更等は「第一審原告との関係で少なくとも『取引の実施について』行われたものと認め」られる。

本件 21 店舗の評点下落は、本件変更等の実施

につき予想され、実際に生じているため、「競争者である他の飲食店（ジャンルやエリア等の関係で利用者が競合する非チェーン店）との関係で『不利な取扱い』をしたものと認められ」るほか、本件影響度調整のみからも発生しているため、本件変更等は「全体として第一審原告にとって『不利な取扱い』に当たる」。

本件変更等が「不当に」に該当するか否かは、評点算出アルゴリズムの「全体的な内容及び変更の状況」、目的、対象飲食店の範囲、設定内容とその運用をふまえて、第一審原告を競争上「著しく」不利にさせるおそれがあるか否かを考慮し判断すべきところ、①本件変更は「一般消費者の感覚とのずれを是正する目的で実施され」たほか、本件影響度調整も不正なクチコミの評点への影響を排除する目的で実施されたため、いずれの目的も合理性があること、②本件変更等は、前記のような評点算出上の問題を改善する「目的と必要性に応じて」食べログ利用者の評点に対する信頼を確保するために行われており、その変更内容も目的との関係で「不合理なものとは認め難い」こと、③評点の性質や評点算出アルゴリズムの変更の目的及び内容等に照らせば、本件 21 店舗の評点下落が本件変更等の結果として生じただけでは、第一審原告の「飲食店市場における競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼす」とまでは認め難く、その影響は限定的なものといえることなど、事実関係を総合すれば、本件変更等が「不当に」に該当する「とまでは認められない」。

4 優越的地位の濫用（争点 2）

独禁法 2 条 9 項 5 号ハの規制趣旨は「当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害し、自由な競争基盤を侵害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがある」ことであり、原判決が挙げた理由に加えて、第一審被告は、評点算出アルゴリズムを「自らの判断だけで変更して適用することにより、当該飲食店の評点を上下させることのできる地位を有するものであるため、飲食店に対し優越的地位を有し、第一審原告に対しその地位を利用して本件変更等を実施したものである。なお、本件変更等が「取引の相手方に不利益となるように」「取引を実施する」ものであることは、争点 1 と同様の理由

から認められる。

「正常な商慣習に照らして不当に」は、取引の実施等の「意図・目的、態様、不利益の内容・程度〔筆者注記：括弧書き部分は省略〕等を総合的に考慮して、取引の相手方の自主性を抑圧する行為であるか否かという見地から判断するのが相当」である。本件変更等についてみれば、①前記のような競争者と比較して「どの程度来店人数等が減少しているのかに関しては証拠上必ずしも明らかではな」く、②本件変更等は「一定の合理的目的の下で相当な範囲において行われたものと評価さ」れ、③本件変更等は第一審原告の運営店舗に係る営業活動や広告宣伝活動を制限しないことを「総合的に考慮す」と、第一審原告の「取引主体としての自主性を抑圧する行為であるとまではいえない」。

また、本件変更等の内容を全体としてみれば、「一般消費者から信頼される公正な評点の算出に近づくことを目指したもの」であって、評点下落による不利益が「合理的な範囲を超えた」と認められるほど大きいとまでは認められないこと（……〔筆者挿入：従来の評点は〕チェーン店に対する多数の口コミ等による過大評価の結果にすぎないとみることもできる。）のほか、評点算出アルゴリズムの定期的見直しの予定とそれに伴う評点変動が食べログで公開されていた以上、前記の程度の不利益は予め計算できない程度のものではない。なお、本件変更等の具体的内容が事前に通告されるべきとした場合、飲食店が評点変動対策を講じ、本件変更等の目的の実現が不可能になるとも考えられ、評点が飲食店の関与に影響されるような事態を生じさせ、「評点に対する一般消費者からの信頼を損ない、……食べログの運営自体に重大な支障を生ずることになりかねない」²⁾。

争点1・2のとおりであるため、争点3（独禁法24条）及び争点4（民法709条）は判断するまでもなく理由がない。

判例の解説

一 取引条件等の差別取扱い

「取引の実施」は後記2に譲る。

1 不利な取扱い

「取引の条件又は実施」に関する差別は、差別対象となる事業者間の客観的にみた有利・不利の

関係を指し、差別対価等における「差別的」と基本的に同じである。同一の事業者が同じ時期に供給する同一の商品役務に係る取引条件等につき有利・不利を生じさせていれば足りる。本件変更等による評点下落が第一審原告に対し競争者との関係で不利を生じさせた」と認定されている。

2 公正競争阻害性

多数説（自由競争減殺）の観点からは、①行為者の市場における悪影響、②取引相手方の市場における悪影響、③独禁法違反行為の実効性確保手段または独禁法上違法または不当な目的を実現する手段が問題となるが、本件では、第一審原告は②の問題を主張し、裁判所もそれに対応し判断している。

一般指定4項固有の公正競争阻害性に係る先例はほぼ皆無であるが³⁾、本件では、価格以外の事柄のみに係る「取引の実施」について、取引拒絶型差別対価と同様の公正競争阻害性の有無が問題となり、本件変更等の「影響は限定的」等の理由から認められていない。本件変更等の目的や内容の合理性のほうが重視されているが、目的や内容の詳細は閲覧制限のため不明である。

なお、本件変更等が第一審原告を競争上「著しく」不利にさせるおそれの有無を考慮すべきという説示は、争点3を意識したものであれば一応肯定できるが、公正競争阻害性の認定上は必須でない。

二 優越的地位の濫用

1 優越的地位

原判決と同様の理由から認められているが、日本全国の飲食店を食べログに掲載し、評点算出アルゴリズムを「自らの判断だけで変更して適用することにより、当該飲食店の評点を上下させることのできる地位を有する」という理由が追加されている。当該理由は、優越的地位の濫用ガイドラインが挙げる考慮要素に対応しないほか、公取委「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査報告書」第4の1(1)も示唆等していないため、プラットフォームに対する優越的地位の認定上注目を集めようである。ただ、当該理由がなくても認定できるため、補足的位置づけともいえるだろう。

なお、「利用して」は優越的地位と濫用行為の因果関係を指すものであるため、当該地位の存在

を理由に「利用して」を認めた本判決は大いに疑問である⁴⁾。

2 「不利益となるように……取引を実施すること」

定義とその判断枠組み、本件変更等の該当性を認めた理由は原判決と概ね同じであり、両判決は評点の性質を重視しているが、本判決の特徴は争点1の「取引の条件又は実施」の判断を引用していることである。

「取引を実施すること」は、取引相手方に不利益となるように取引条件を設定・変更することとは異なるものとして、個別の取引過程で取引相手方にとって不利益となるような行為も広く濫用行為に含む趣旨の規定であると解されている。しかし、筆者の原判決に対する批判と同様、有料店舗会員でも評点や評点算出アルゴリズムの変更に「何らかの権利又は法律上保護される利益」を有しないことに照らせば（争点5-1：独禁法以外の不法行為に基づく損害賠償請求）、評点の掲載や本件変更等が「取引を実施すること」に該当するという本判決にも疑問を禁じ得ない⁵⁾。裁判所は、飲食店事業者は「事業収益に一定程度影響することがある」という観点から、当該評点についての一定の利害関係を有し、評点が「社会的にみて一般消費者の来店行動に与える影響が直接的で大きいものであると認め得る場合」には「利害関係の取得をもって……法的保護に値する利益を有すると認められる余地がある」と説示し、第一審原告との関係では否認している（争点5-1）。争点2と対照すると、「一定の利害関係」＝「取引に関連して実際に行われる各種の取扱い」と解釈し得るが、評点算出アルゴリズムに対し何らの権利等を有しなくても、評点と「一定の利害関係」にあれば、評点掲載等が「取扱い」であるといえるのか。評点の性質は、店舗会員が食べログに一方的に期待する収益向上等の利益に止まるのではないか。有料店舗会員も評点低下等の「不利益な取扱いを受けない法的地位を保証されているとは認められないこと（争点5-2：独禁法以外の債務不履行に基づく損害賠償請求）も併せ考えると、「各種の取扱い」「一定の利害関係」「法的保護に値する利益」の相互関係が整序されていない印象を拭えず、「取引を実施すること」（一般指定4項の「取引の実施」）の外縁は不明となる⁶⁾。

3 公正競争阻害性

原判決と異なり、本件変更が第一審原告に与え

た不利益の大きさを認めつつも、本件変更等の目的と内容、飲食店事業に対する制限の不存在が重視され、事前に計算不可能かつ合理的範囲を超えた不利益ではないと判断されている。前掲の取引実態調査報告書のとおり、評点算出アルゴリズムの恣意的な設定等のみでは濫用行為に該当せず、当該設定等が店舗会員の飲食店ポータルサイトとの取引に係る自由かつ自主的な判断を阻害し、自らが望まないような取引条件へ変更させる等の不利益を余儀なくさせたときに濫用行為に該当する。そのような不利益変更等の事実が認定されていないため、裁判所の判断は正当である。

裁判所は、争点2の冒頭では自由競争基盤の侵害及びいわゆる間接的競争阻害が公正競争阻害性であると説示するが、公正競争阻害性の判断では後者に言及しないため、判決の要旨2の①と③はどちらに対応するのか不明瞭であり、飲食店市場の自由競争減殺の不存在から結論を導出している印象さえも与える（競争者と比較して「(多額の営業損失を生じた等までは)認められない」という争点1の認定と併せ読むと尚更である)。いずれにせよ、本件変更等の目的や内容の詳細は閲覧制限のため不明ではあるが、その合理性・相当性を肯定したことが結論を支えており、本判決の最大の意義はそれらを正面から判断したことである。

●—注

- 1) 新ロジックの内容等はすべて閲覧制限の対象とされている。
- 2) 争点6（本件変更等に係る事前公表等につき配慮すべき契約上または信義則上の義務）においても、当該義務の根拠は「見出し難い」のみならず、「評点の信用性を損なうおそれがある」ため、第一審被告に対し「致命的な結果が生ずるおそれ」があると判断されている。
- 3) 白石忠志＝多田敏明編著『論点体系 独占禁止法〔第2版〕』（第一法規、2021年）148頁〔中野雄介〕が挙げる先例を参照。
- 4) 民事裁判における「利用して」要件の重要性について、白石忠志『独占禁止法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）485頁。
- 5) 拙稿・青法65巻1号（2023年）214頁以下。
- 6) 本件変更等は「取引の実施」に「該当し得る」に止まるほか、「利用して」が優越的地位との因果関係を切断するのではないかという見解がある（前掲注4）485頁脚注311・312、491頁脚注335）。